

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予		
根拠法令及び条項	国民健康保険法第44条第1項		
審査基準	有(第3条第1項に該当する場合を含む。) 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 する しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市国民健康保険一部負担金の減免に関する取扱要綱第3条及び第8条 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成15年10月1日	審査基準 最終変更年月日	平成21年8月1日
標準処理期間	有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(20日) 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康部 国民健康保険課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

那覇市国民健康保険一部負担金の減免に関する取扱要綱

(一部負担金の減免の要件及び算定)

第3条 市長は、当該世帯が次の各号のいずれかに該当したことにより、生活が著しく困難となった場合において、必要があると認めるとき、世帯主の申請により一部負担金を減免することができる。

(1) 災害により資産に重大な損害を受けたとき。

(2) 災害による農作物の不作、不漁、その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき。

(3) 事業若しくは業務の休廃止又は失業により収入が著しく減少したとき。

(4) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

2 前項の減免の基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 当該世帯の平均月収額が免除基準額以下の場合は、当該世帯の被保険者の一部負担金を全額免除するものとする。

(2) 当該世帯の平均月収額が免除基準額を超え減額基準額以下の場合は、当該世帯の被保険者の一部負担金の50%を減額する。

3 前項の規定による計算により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

4 前項の規定にかかわらず、特別の事情がないのに保険税を滞納している者には一部負担金の減免をしないものとする。

(基準生活額以下世帯への対応)

第8条 平均月収額が基準生活額以下の場合、生活保護の相談を受けるよう助言するものとする。この場合において、一部負担金の支払が困難な世帯については、その支払が困難となった日から生活保護開始の前日まで免除することができる。

付則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。